

# 監査報告書

令和6年5月15日

学校法人 大同学園  
理事会 御中

学校法人 大同学園

監事 田中清貴



監事 盛田一行



監事 大矢郁夫



私たちは、私立学校法第37条3項に基づく監査報告を行うため、学校法人大同学園の令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上

# 監 査 報 告 書

令和6年5月15日

学校法人 大同学園  
評議員会 御中

学校法人 大同学園

監 事 田中清貴 

監 事 盛田一行 

監 事 大矢柳夫 

私たちは、私立学校法第37条3項に基づく監査報告を行うため、学校法人大同学園の令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以 上